

平成 30 年度 伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議要旨

○開催日・出席者

日 時 平成 31 年 2 月 21 日 (木) 午前 10 時～午後 11 時 30 分
場 所 伊勢市役所 東館 4 階 4-3 会議室
委員出席者 9 名 (下記関係機関の代表者)

伊勢市総連合自治会
伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
伊勢市社会福祉協議会
伊勢市老人クラブ連合会
伊勢市消防団
地域包括支援センター
伊勢市介護保険サービス事業者連絡会
伊勢市ボランティア連絡協議会
三重県(伊勢保健所)

事務局 高齢者支援課、障がい福祉課、医療保険課、危機管理課、消防課

○事項書

1. あいさつ
2. 委員及び事務局の自己紹介
3. 議題
 - (1) 災害時要援護者支援に関する取組状況報告
 - (2) 新しい避難行動要支援者制度について
4. その他

○会議内容

事務局説明

事項書 3. 議題

- (1) 災害時要援護者支援に関する取組状況報告

◇避難行動要支援者数

平成 30 年 4 月 1 日時点で 17,900 人

◇災害時要援護者登録台帳登録状況

平成 31 年 2 月 19 日現在において、2,316 人が登録している。

※災害時要援護者数は、削除者(死亡、施設入所等)が新規登録者を上回っているため、減少傾向である。

◇制度周知について

- ・6月 総連合自治会総会において制度説明をするとともに、個別避難支援計画の作成を呼びかけた
- ・7～8月 台帳更新時に民生委員、自治会長へ制度説明及び個別避難支援計画作成の呼びかけを行った
- ・随時 希望のあった自治会の役員会等に出席し、制度説明及び個別避難支援計画作成の呼びかけを行った。

(2) 新しい避難行動要支援者制度について

◇制度を見直す理由

- ・制度の考え方や用語について、国の指針等に合わせる
- ・今までの取り組みの中で見えてきた課題を解決する

◇新しい避難行動要支援者制度の概要

- ・避難行動要支援者に該当する人全員に通知を送付し、同意を得られた人について「防災ささえあい名簿」を作成し、避難支援等関係者へ共有する。
- ・現行の災害時要援護者登録台帳と個別避難支援計画は、内容を見直して「個別避難計画」に再編する。

◇スケジュール

- ・新制度は平成31年（2019年）9月から開始予定。それまでは現行の制度を継続する。そのため、7～8月の災害時要援護者登録台帳の更新は、例年通り実施する。
- ・新制度の周知については、7～8月の台帳更新時に関係機関へ説明をするほか、広報いせやホームページ等で行う予定。また、必要に応じて説明会を開催する。

○議題4. その他

- ・委員の皆様のご意見を参考に新しい制度の内容を固めていきたいと考えている。お気づきの点があれば、お教えいただきたい。
- ・本会議の委員の任期は平成31年3月31日までとなっている。3月になったら次期委員の推薦依頼を送付するので、選任にご協力をお願いしたい。

委員の皆様の質問・意見等

- ・新しい制度では、避難行動要支援者の要件のうち65歳～74歳の独居高齢者を除いたのはなぜか
→《事務局回答》
 - ・他市町村の状況を確認したところ、75歳以上としている所が多かった
 - ・65歳～74歳では元気な人も多いことから、75歳以上とすることとした
 - ・65～74歳独居の高齢者で、要介護認定及び障害者手帳がないものの支援を必要としている場合は、自ら申し出れば登録できるようになっている
- ・新しい制度では自助を強調しているが、私が地域の防災活動や災害対応を通じて実感することは、思っている以上に危機感を持っている人は少ないということである。自助に任せるのではなく、自治会や民生委員等による協力が必要と考える。
- ・広報やホームページで周知することのだが、高齢者は広報を見ていない人も多く、ホームページを見ることはハードルが高い。対応が必要である。
- ・老人クラブの会員数は年々減ってきており、以前は老人クラブを通じて周知をすることもできたが、今では難しくなっている。
- ・介護サービス事業所は「防災ささえあい名簿」を共有する関係機関になっていないが、ヘルパーや訪問看護など訪問系サービスについては、利用者宅でサービス提供中に被災する可能性がある。その時に、現場のスタッフが「防災ささえあい名簿」や「個別避難計画」の内容等を知らないと、避難支援に支障が出る可能性がある。サービス提供者にも共有する必要があると考える。
- ・この制度において、各関係機関はどのように関わればいいのか
- ・伊勢市において、ボランティア連絡協議会で活動しているボランティアは700名ほどであるが、今年から各地域において災害時に活動ができるように動き出したところである。
- ・地区別の災害時要援護者登録者数をみると、自分の住んでいる地域において、実際の独居高齢者数に比べて登録者があまりに少ない。これでいいのか、危機感を感じている。
- ・通所サービスの利用者についても、「防災ささえあい名簿」の登録状況や「個別避難計画」の内容を情報共有してほしい。

- ・施設入所者については、避難行動要支援者の対象外とのことだが、老人保健施設の入所者はどうなのか
→《事務局回答》
老人保健施設については、在宅復帰の可能性もあるので避難行動要支援者の対象となる。
- ・平成31年(2019年)9月に、避難行動要支援者に対して「防災ささえあい名簿」に記載することについての同意確認通知を送付するとのことだが、その前に居宅介護支援事業所等、本人から相談を受ける可能性のある関係機関に対して説明会をして欲しい。
- ・このような制度改正がある時は、それに便乗した悪質商法が出てくることがある。消費者センターにも周知をしてはどうか。
- ・災害時には避難勧告等の情報が発令されるが、それについて理解していない人が多い。周知が必要である。
→《事務局回答》
 - ・避難に関する情報については、「避難準備・高齢者等避難開始」→「避難勧告」→「避難指示(緊急)」の順で発令され、避難指示が発令される頃には避難が完了している必要があるが、十分に理解されていない状況である。
 - ・現在、災害時要援護者に登録された人には「災害時要援護者手帳」を交付しているが、新しい手帳には避難準備に関する情報についても説明を加えた。手帳を交付する際の通知でも周知をしていきたい。
- ・福祉避難所の情報など、避難行動要支援者本人にはわからないことも多い。人工呼吸器装着者などの医療依存度の高い在宅患者の「個別避難計画」の作成には、市や福祉関係者、その他専門家が入る必要があると考える
- ・「防災ささえあい名簿」や「個別避難計画」に地域がどのように関わっていくべきか等、地域における支援の担い手に対しても周知が必要。
- ・「個別避難計画」は「誰と」「どこへ」「どのように」等についてあらかじめ決めておく計画であるが、「どのように」の部分については知識やノウハウも必要であり、地域の人だけで作成するのは難しい。実効性のある計画にするためのチェックは誰がするのか。
- ・災害対策については、実際に動いてみることも大切である。地域において避難訓練を実施しているが、災害時要援護者に登録されている人は出てこないことが多い。本来はそのような人に参加してもらう必要があると考える。